

育成就労（鉄道分野）告示基準チェックリスト（社内共有用）
更新日：2026-05-25（JST）

対象：鉄道事業者／軌道経営者／鉄道・軌道関連の整備・製造事業者／駅・車両清掃の受託企業／（予定）監理
目的：2027-04-01（原則）施行の育成就労制度に向け、鉄道分野の「告示基準」を先に社内タスク化する

根拠（一次情報）

- 国土交通省：鉄道分野における外国人材の受入れ（在留資格「特定技能」「育成就労」）
https://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_fr7_000056.html
- 国土交通省告示第442号（令和8年3月31日公布）
「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき鉄道分野の」
<https://www.mlit.go.jp/tetudo/content/001999476.pdf>

注意：本資料は一般的な整理です。制度の解釈・適用は申請類型や個別事情で変わる場合があります（個別確認）

1. まず確認：自社が「申請者（育成就労実施者等）」に該当するか

- 事業の位置づけを確認（該当するものにチェック）
 - 鉄道事業法の鉄道事業者
 - 軌道法の軌道経営者
 - 鉄道/軌道の施設または車両の整備に係る事業を営む者
 - 車両の製造に係る事業を営む者
 - 駅または車両の清掃に係る事業を営む者

受入の形を整理

- 直接雇用（自社が雇用主）として受け入れる
- グループ会社・関連会社で受入（申請主体の切り分けが必要）
- 監理支援機関（予定）への委託の有無（委託範囲・責任分界の整理が必要）

2. 告示の要点（体制・協議会）

- 分野別協議会（鉄道分野）で「協議が調った事項」に関する措置を講じる体制がある
 - 例：責任者、連絡窓口、社内周知、記録、是正手順
- 分野別協議会への必要な協力（情報提供等）を行う体制がある
- 国土交通大臣（または委託先）が行う調査・指導・情報収集・意見聴取等への協力体制がある

3. 施行スケジュールの共有（重要）

- 当該告示は、改正法の施行日（2027-04-01）から適用（告示本文の附則を確認）
- 施行日までに、社内規程・委託契約・現場運用（教育/評価/記録）を先行整備する

4. 追加チェック（運輸係員のとき）

※運輸係員で受け入れる場合、告示で「日本語能力」と「授業時間数（150時間以上）」の条件が示されています。

- 日本語能力（基礎的な日本語を理解・使用できる水準）について、試験その他の評価方法により証明できる
 - どの試験/評価を使うか、社内で基準化（個別確認が必要）
- 授業科目の授業時間数が150時間以上である（ただし例外規定あり）
 - 150時間の内訳（科目・実施主体・実施記録）を設計
 - 例外に該当する可能性がある場合は、根拠と証憑を整理（個別確認が必要）

5. 相談・レビュー（推奨）

- 「運輸係員」該当性（職務内容）と、日本語/教育要件の充足方法を事前にレビュー
- 協議会対応（加入/報告/協力）を含む運用設計を、申請前に点検

丸忠物産 人材事業部 相談窓口：<https://hr.maruchu-bussan.co.jp/#contact>